

山形県建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱い(令和6年12月23日改正) 正誤表

該当箇所	誤	正	訂正日
<p>1 常駐義務緩和を認める場合 (2) 別件工事との兼務可能要件</p>	<p>③ 当該工事又は別件工事のいずれか1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合(②で兼務を認める場合を除く)、次の(ア)～(ク)の全てを満たすこと。</p> <p>—略—</p> <p>(イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、<b>事項</b>その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。</p>	<p>③ 当該工事又は別件工事のいずれか1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合(②で兼務を認める場合を除く)、次の(ア)～(ク)の全てを満たすこと。</p> <p>—略—</p> <p>(イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、<b>事故</b>その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。</p>	<p>R7.1.21</p>